

議案第 5 4 号

交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(交野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 交野市個人情報保護条例(昭和63年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。